

## 食文化創造都市にいがたロゴマーク取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新潟市食文化創造都市推進会議が作成した食文化創造都市にいがたロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用について必要な事項を定め、「食文化創造都市にいがた」の取り組みの周知や発信、事業の推進に寄与することを目的とする。

### (ロゴマーク)

第2条 ロゴマークのデザインは別記1のとおりとする。

### (使用対象者)

第3条 ロゴマークは、公序良俗に反しない限り、新潟市、食と花の世界フォーラム組織委員会（以下「組織委員会」という）および新潟市食文化創造都市推進会議（以下「推進会議」という。）ならびにその会員である個人・企業・団体等が使用申請を承認された場合に使用できるものとする。ただし、次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に関して使用されると認められる場合
- (2) 「食文化創造都市にいがた」の取り組みの意義を損ない、または取り組みの正しい周知、理解の妨げとなる恐れがあるなど、推進会議が使用することを不適切と判断した場合
- (3) 使用しようとする者が、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合

### (使用承認の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）により、新潟市食文化創造都市推進会議議長（以下、「議長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、新潟市、組織委員会、推進会議が使用する場合および報道関係機関が報道目的に使用する場合ならびに食文化創造都市推進プロジェクト支援事業の採択事業において使用する場合は、この限りでない。

- 2 前項の申請書の提出は、推進会議事務局を経由して行わなければならない。

### (承認書の交付)

第5条 議長は、前条に定める使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた者に対して、使用承認書（様式第2号）を交付する。

### (デザインの取扱い)

第6条 ロゴマークを使用する者は、第2条に定めるデザインを使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形し、若しくは他の図形、文字等と重ねて使用してはならない。

(成果物)

第7条 申請者は、使用承認書の交付を受けたときは、使用后すみやかにその成果物1部を推進会議事務局に提出しなければならない。

(使用承認期間)

第8条 使用承認期間は、原則として承認を受けた日から申請期間の最終日までとする。ただし期間終了後、引き続き使用する場合は、再度使用申請書を提出し承認を受けなければならない。

(承認事項の変更)

第9条 ロゴマークの使用について承認を受けた者が、承認事項について変更しようとする場合（ロゴマークの使用を中止しようとする場合を含む。）は、使用承認変更申請書（様式第3号）により、議長の承認を受けなければならない。

(承認の取消)

第10条 議長は、ロゴマークの使用について承認を受けた者が、第3条の各号に該当することとなったとき又は第4条の申請をしたときに第3条の各号に該当していたことが判明したとき、及び使用承認書の条件に違反する場合は、当該承認を取り消すものとする。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(商用目的での使用)

第12条 ロゴマークを商用目的で使用可能な範囲は別記2のとおりとする。

(その他)

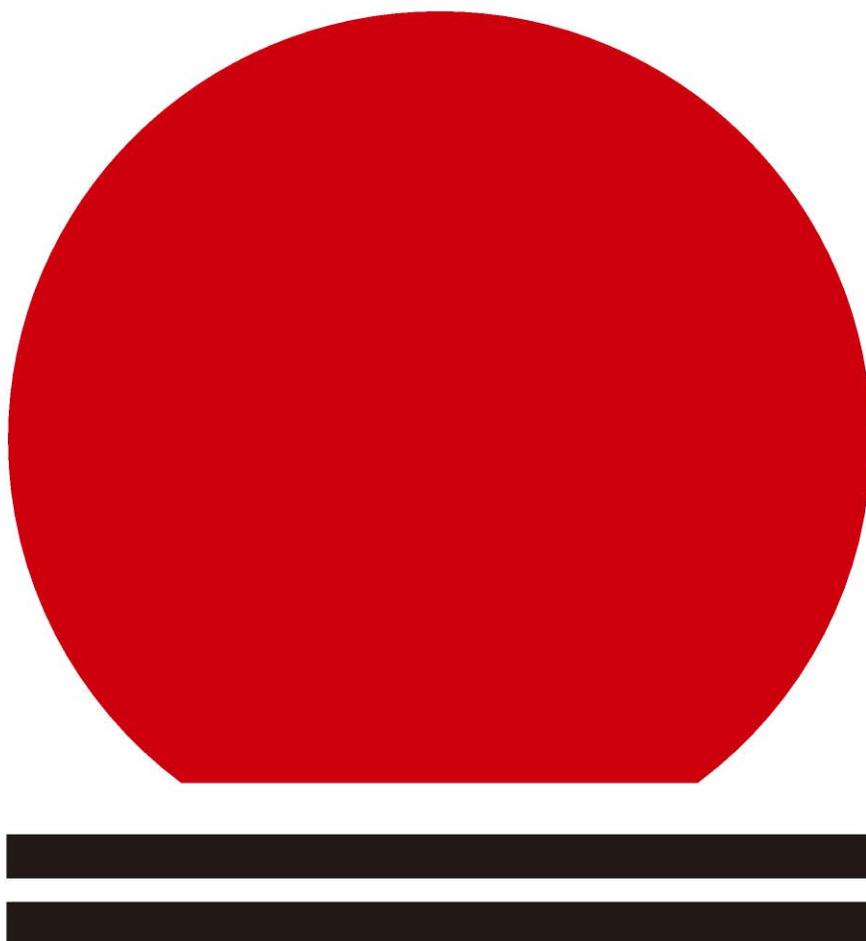
第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

# 食文化創造都市にいがた ヴィジュアル・アイデンティティ デザインマニュアル

CITY OF GASTRONOMY NIIGATA  
VISUAL IDENTITY DESIGN MANUAL



## ロゴマーク等を使用する際には、次の各事項にご留意ください。

商標法に基づく所要の届出を済ませていますので、  
使用者がシンボル又はロゴマーク(以下「ロゴマーク等」という。)を自己のものとして  
商標または意匠として使用(登録)することはできません。

ロゴマーク等を使用(表示)していただくことは、  
当該商品の品質やサービスの内容などを保証することを目的とするものではありませんが、  
使用にあたっては食文化創造都市にいがたのイメージアップが図られるよう、品質や内容などの向上に努めてください。

次の場合は、ロゴマーク等を使用することができません。

- ① 食文化創造都市にいがたの品位や信用を傷つけ、又はイメージを損なうおそれがあるとき。
- ② 別に定める「食文化創造都市にいがたロゴマーク等使用取扱要綱」に規定する使用上の遵守事項に従って  
使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- ③ 特定の個人、団体等の売名に利用する、又は利用されるおそれがあるとき。
- ④ 使用者本人のロゴマーク等、商標又は意匠として使用する、又は使用されるおそれがあるとき。
- ⑤ 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- ⑥ 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものが使用する、  
又は使用するおそれがあるとき。
- ⑦ 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。 等

ロゴマーク等を使用する場合は、事前に使用承認申請書を提出し、使用承認を受ける必要があります。  
また、ロゴマーク等を使用する際には、「私たちは新潟市食文化創造都市推進会議のメンバーです」または「私たちは  
食文化創造都市にいがたの取り組みを応援しています」といった文言をロゴマーク等の付近に記載してください。

## 使用にあたっての申請・お問い合わせ先

〒950-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1

新潟市 農林水産部 食と花の推進課

TEL.025-226-1802 FAX.025-230-0423 URL.<http://www.city.niigata.lg.jp>

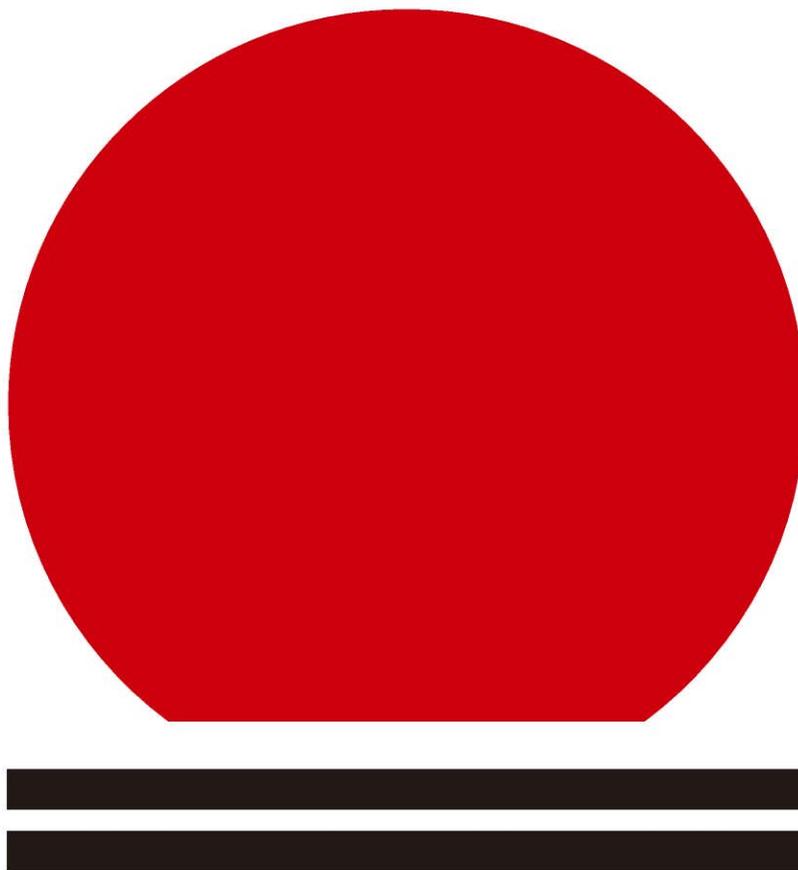
---

## シンボル

SYMBOL

シンボルは、ノベルティグッズや販促物などロゴマークの表示では十分な視覚的インパクトが得られない、限られたアイテムでのみ使用します。

---



### 食文化創造都市にいがたシンボルについて

このシンボルは、食文化の象徴である「箸と膳」を、日本海に沈む真っ赤な夕日に見立てています。

シンプルでシンボリックなフォルムは、

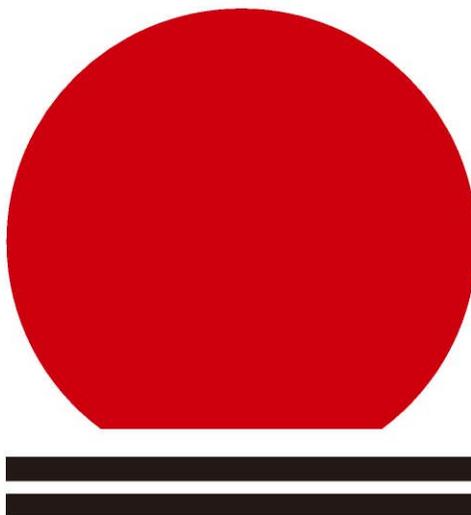
新潟が誇る食文化を未来へ繋ごうとする強い想いを体現させています。

## ロゴマーク(和文)

LOGOMARK

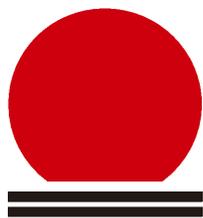
このロゴマークは食文化創造都市にいがたの核となる要素であるため、あらゆる視覚コミュニケーションの場で常に正しい形状で表現されなければなりません。広告や印刷販促物などには必ずこのメインタイプを表示してください。

メインタイプ(和文)



食文化創造都市  
にいがた

サブタイプ(和文)A



食文化  
創造都市  
にいがた

サブタイプ(和文)B



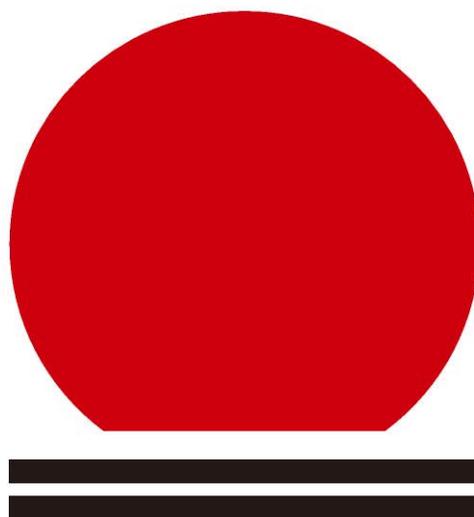
食文化創造都市  
にいがた

## ロゴマーク(欧文)

LOGOMARK

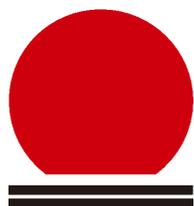
このロゴマークは食文化創造都市にいがたの核となる要素であるため、あらゆる視覚コミュニケーションの場で常に正しい形状で表現されなければなりません。広告や印刷販促物などには必ずこのメインタイプを表示してください。

### メインタイプ(欧文)



**CITY OF  
GASTRONOMY  
NIIGATA**

### サブタイプ(欧文)A



**CITY OF  
GASTRONOMY  
NIIGATA**

### サブタイプ(欧文)B



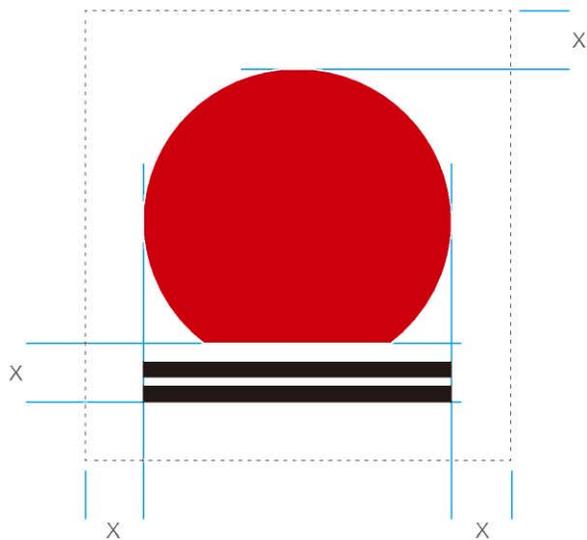
**CITY OF GASTRONOMY NIIGATA**

## 保護エリア

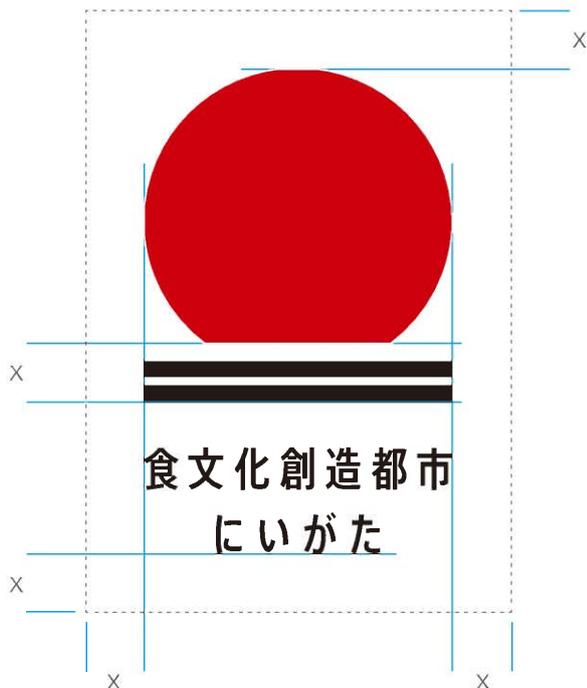
REGULATIONS

一貫したイメージが発信できるようにロゴマーク等の同一平面上に他の文字情報や図柄がある場合には、保護エリアを最低限確保し、この範囲内には何も表示しないでください。

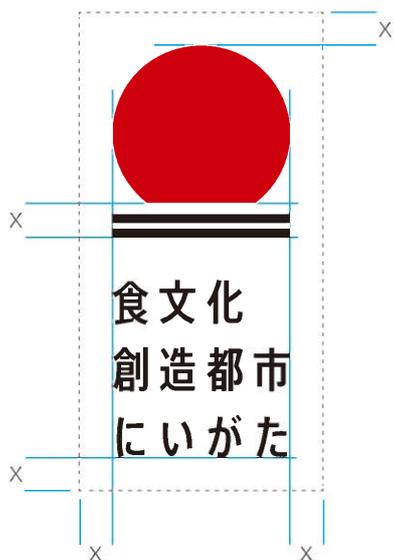
シンボルのみの場合



ロゴマークの場合



サブタイプ(和文)Aの場合



サブタイプ(和文)Bの場合



ロゴマーク(欧文)もこれに準ずる。

## 最小使用サイズ

REGULATIONS

シンボル、ロゴマークを小さなサイズで使用する場合、ツブレなどが生じイメージを損なったり、マークとして認識できなくなったりすることがあります。下記のサイズ以下では使用しないでください。

シンボル



ロゴマーク

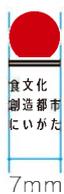
和文メインタイプ



欧文メインタイプ



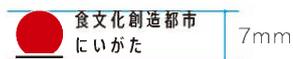
和文サブタイプA



欧文サブタイプA



和文サブタイプB



欧文サブタイプB



## 使用禁止例

REGULATIONS

下記は、シンボル及びロゴマークの使用禁止例です。ここに示した使用禁止例は一例であり、このようなことが起こらないよう十分注意してください。



保護エリアに絵柄や文字などを入れないこと。



組み方を変えないこと。



色を変えないこと。



他の要素を重ねないこと。



傾けないこと。



バランスを変えないこと。



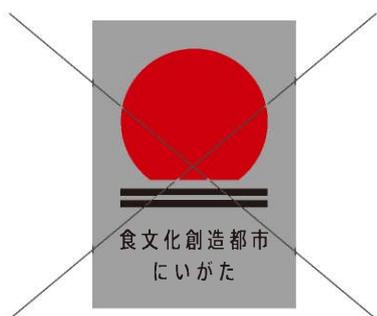
シャドウを付けないこと。



ロゴタイプを変えないこと。



字間・行間を変えないこと。



濃い地色を敷かないこと。



罫や地色で囲まないこと。



縁取りやぼかしを付けないこと。

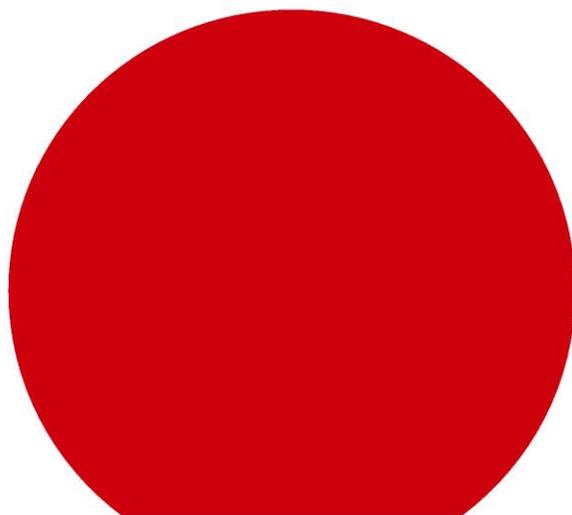
---

## カラーシステム

COLOR SYSTEM

独自性を際立たせるために、特定の色を限定し、固有の色として使用されるのがカラーシステムです。シンボル及びロゴマークは2つの色で構成されています。使用については、必ず下記に表示した色指定を使用してください。

---



プロセス/M100%+Y100%+K15%  
DIC/F101(コクリコー)第4版  
PANTONE/1795



# 食文化創造都市 にいがた

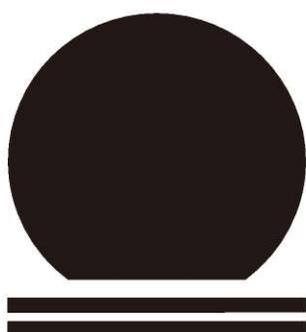
プロセス/K100%  
DIC/582第16版  
PANTONE/Black

## カラーシステム(イレギュラー)

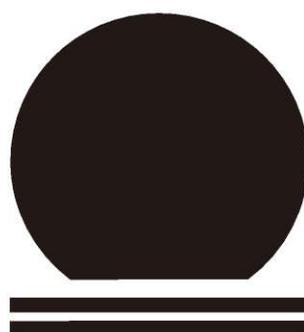
COLOR SYSTEM

ノベルティグッズ、その他の販促物制作において、カラー使用が困難な場合に限り、単色表現が可能です。

ノベルティグッズ・その他の販促物制作における単色使用の場合 色ベタ/100%

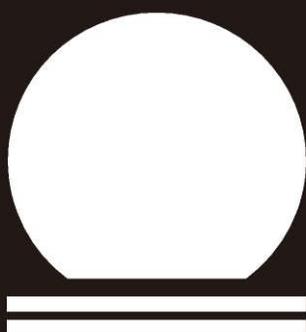


食文化創造都市  
にいがた



CITY OF  
GASTRONOMY  
NIIGATA

反転タイプ 地色が濃い場合に使用してください。



食文化創造都市  
にいがた



CITY OF  
GASTRONOMY  
NIIGATA

## VI要素一覧

REGULATIONS

下の表は、VI要素である食文化創造都市にいがたのロゴマーク等について、各アイテムごとの表示可／不可を一覧にまとめたものです。例外の場合、ご不明な場合はお問い合わせください。

		シンボル	ロゴマーク メインタイプ (和文)	ロゴマーク メインタイプ (欧文)	ロゴマーク サブタイプ (和文・欧文)	ロゴタイプのみ	
広報・広告	TVCM	—	●	●	●	—	
	新聞	—	●	●	●	—	
	書籍・雑誌等	—	●	●	●	—	
	ホームページ	△	●	●	●	—	
印刷物	チラシ・リーフレット等	—	●	●	●	—	
	封書 DM	封筒	△	●	●	●	—
		本状	●	●	●	●	—
	ハガキDM等	—	●	●	●	—	
	ポスター・パネル等	—	●	●	●	—	
ステーションナリー	名刺・名札等	△	●	●	●	—	
	レターヘッド	●	●	●	●	—	
	封筒	△	●	●	●	—	
	FAXフォーム	—	●	●	●	—	
セールス プロモーション	ノベルティグッズ	●	●	●	●	—	
	その他販促物	●	●	●	●	—	
サイン	看板・壁面サイン	●	●	●	●	—	
	道路標識	●	●	●	●	—	

●→表示可 △→ロゴマークとの併用により表示可 —→表示不可

食文化創造都市にいがたロゴマークを商用目的で使用できる範囲は「商品・サービス国際分類表第10-2015版」に定める以下の指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分とする。

【第29類】

【指定商品（指定役務）】 食肉，食用魚介類（生きているものを除く。），肉製品，加工水産物，乳製品，冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実

【第30類】

【指定商品（指定役務）】 菓子，パン，サンドイッチ，中華まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，ホットドッグ，ミートパイ，調味料，穀物の加工品，酒かす，米，脱穀済みのえん麦，脱穀済みの大麦，ぎょうざ，しゅうまい，すし，たこ焼き，弁当，ラビオリ，食用粉類

【第31類】

【指定商品（指定役務）】 野菜，果実，海藻類，あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，・米，もろこし

【第32類】

【指定商品（指定役務）】 ビール，清涼飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース，ビール製造用ホップエキス，乳清飲料

【第33類】

【指定商品（指定役務）】 日本酒，洋酒，果実酒，酎ハイ，中国酒，薬味酒

【第35類】

【指定商品（指定役務）】 広告業，経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理，飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

【第41類】

【指定商品（指定役務）】 技芸・スポーツ又は知識の教授，セミナーの企画・運営又は開催，美術品の展示，書籍の制作，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，図書の貸与，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）

【第43類】

【指定商品（指定役務）】 飲食物の提供，宿泊施設の提供，宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ会議室の貸与，展示施設の貸与，布団の貸与，まくらの貸与，毛布の貸与，家庭用電気トースターの貸与，家庭用電子レンジの貸与，家庭用ホットプレートの貸与，加熱器の貸与，食器の貸与，調理台の貸与，流し台の貸与